

昭和三十三年十月二十五日提出
質問 第二二号

千葉銀行不正融資並びに不正業務に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十三年十月二十五日

提出者 松平忠久

衆議院議長 星島二郎殿

千葉銀行不正融資並びに不正業務に関する質問主意書

一 千葉銀行が坂内ミノブ、レインボー社長との間に不正事件があり、当時国会において問題となつたが、国会解散のため継続審査をしていないところ、その後当時の古荘頭取が検察当局から背任罪で起訴されている事実にかんがみ、不正融資が行われたことは公知の事実となつてい
る。よつて、その詳細を説明せられたい。

二 大蔵省は、銀行業務に関し直接監督の任にあるが、かかる大口不正融資に対して事前に発見し、防止できる立場にありながら、これを怠つたのはいかなる理由であるか。相互銀行や信用金庫以下の金融機関には一千万円以上の融資を行うことを原則的に禁じながら、銀行に対して野放しにしているのは、片手落の感があるが、大蔵省当局の所信を質したい。

三 近時銀行が担保物件の処分の際し、銀行と裏腹をなす不動産会社を設立し、これと結託し、

銀行の重役や又は前重役や主要行員であつた者が、幹部にすわり、血の涙で取り上げた土地であくどいもうけをしている事実は枚挙にいとまがないが、かかることは銀行法第五条の精神に違背する逸脱不正業務であると思うが、これに対し大蔵省当局はいかなる対策をもつて、かかる脱法行為を取り締つているか承りたい。

四 昨年十一月坂内ミノブ所有の箱根の土地が、第一担保設定者たる東京銀行の申立により競売に付されたところ、第二担保の設定者たる千葉銀行が不正融資事件で坂内から被つた損害の穴埋と言う口実のもとに六千万円で落札した経緯があつたところ、千葉銀行はこの土地を法外な高価で処分し不当利益を得んとしている事実を聞き及んでいる。かかることは本来の銀行業務の範囲を逸脱した行為と思われるが、監督の任にある大蔵省はいかなる考えでいるか、その所信を承りたい。

また千葉銀行が裏付けなくして坂内から被つた損害はいかなる金額になつてゐるか、あわせ

て詳細に承りたい。

右質問する。